

○行政評価について

1. 行政評価とは

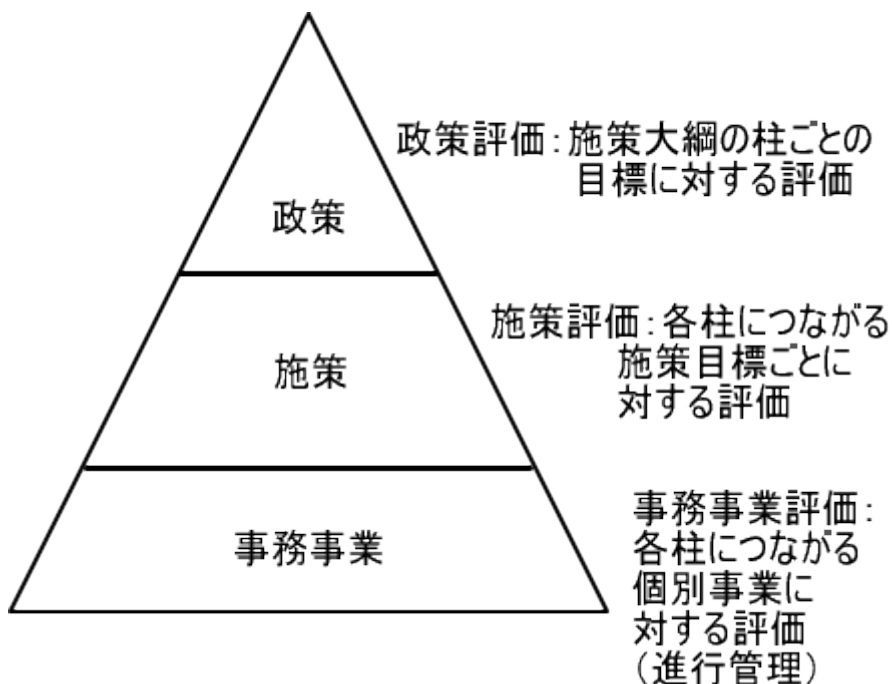
行政評価システムは行政活動を評価し、その結果を計画策定、行財政改革、予算編成等に活用する仕組みであり、同時に評価結果を市民に公表し、行政の透明性を確保するものです。

行政の仕事は、企画（Plan）→実施（Do）→評価（See）という形で循環しています。一番身近な「事業」という単位で言えば、事業を企画し、実際に実施し、実施した結果を評価して、また次回以降の企画に反映していくという循環です。これは、事業を束ねる「施策」や、さらにその上の「政策」という段階でも同様です。

しかし、計画・企画をしっかり立て、それを実施することには熱心なのですが、実施した結果は市民の皆さんの役に本当に立っているのか、目的とした成果を挙げているのか、事業手法は最適か、といったことについては、日ごろの仕事に追われて、関心が薄れてしまっていることも事実です。

この点に着目し、「本当に意義のあることを実施しているのか？」「実施によって本当に成果を挙げているのか？」「他の分野に投資するべきではないか？」などということを、現在の状況や将来の見通しも踏まえながら、改めて評価するというのが行政評価です。

具体的な評価については大きく分けて、政策、施策、事務事業の 3 つの段階があります。



- ①政策評価…基本的な政策分野間の優先順位づけと選択に関わる評価です。例えば、教育文化政策、健康福祉政策、生活環境政策等の間で、どれを優先するか、といったことなどを評価します。
- ②施策評価…政策分野の内部で、その政策を構成する施策について見直しを行うための評価です。例えば、福祉政策の中の子育て支援施策について、どこに重点を置いていくか、といった評価になります。
- ③事務事業評価…個別の事業単位で目標値を設定するなど、事務の執行方式等を改善することを目的とした評価になります。例えば、教育環境の整備のための補修事業や改修事業について、どのような方式で行えば効率的か、事業目標が達成できるか、といったことを評価します。

2. 行政評価の導入目的

本市が導入を進める行政評価制度は、企画（PLAN）→実施（DO）→評価（CHECK）→改善（ACT）という、PDCA のマネジメントサイクルの確立を図りながら、市民ニーズに対応した行政サービスの向上を図ることを目的とします。

また、本市の実施する事業等の有効性、効率性の向上を図りながら、将来都市像実現のため、成果重視の行政運営を進めます。さらに評価結果を公表することにより、行政の透明性を高め、市民の行政に対する理解の促進及び信頼の確保に資することを目指しています。

【導入目的】

- ①成果重視の行政運営
- ②職員の意識改革
- ③市民満足度の向上
- ④アカウンタビリティ（説明責任）の向上

3. 行政評価の対象事業と時期

評価の対象は、次の事業とします。

- ①継続事業…企画財政部長が指定する継続事業
- ②新規事業…当該年度の予算要求基準により要求する当初予算及び補正予算に係るすべての新規事業

【評価シートの作成】

指定された事務事業について、評価を行う場合は事業評価シートを作成します。

【評価の時点】

継続事業における評価は事後評価、新規事業における評価は事前評価を実施します。

4. 評価項目

<p>【継続事業】</p> <p>①実施主体・事業目的の妥当性</p> <p>②事業の有効性・公平性</p> <p>③事業の効率性</p> <p>【新規事業】</p> <p>①実施主体及び事業目的の妥当性</p> <p>②事業の有効性</p> <p>③事業の効率性</p> <p>④緊急性</p> <p>⑤市民要望・公平性</p> <p>⑥同規模他市及び周辺市町村の状況</p> <p>⑦事業に投入される費用（人件費を含む）</p> <p>⑧実施計画等における位置づけ・財政状況による実現性</p>

5. 事業実施の流れ

継続事業については、計画～実行～評価という流れとなり、評価結果を次年度以降の事業実施及び予算に反映させます。

新規事業については、計画～評価～実施という流れとなり、事業実施後は継続事業として事後評価を実施します。

